

世帯構成と世帯構造の変化

—鹿児島県大崎町の事例分析—

池ノ上正子・清水 浩昭

1. はじめに

武井正臣教授によれば、「わが国の家族は、その構造・機能が『家族制度』的、『家』的であるというのが従来の一般的見解であった。・・・しかし、近來の諸研究の結果によると、日本のすべての家族が上のような意味における『家』的家族ではなく、『家』でない家族が、近代以前から現在に至るまで、日本の西南地方に広く分布していることが知られるようになった¹⁾という。

このような武井教授の指摘を念頭において、小稿では、西南地方鹿児島県大崎町における世帯構成と世帯構造の変化の過程を分析し、非『家』的家族（世帯）の存在形態を明らかにしたい。

2. 世帯変動の分析視角

わが国の世帯変動に関する研究は、社会経済的变化（産業化・都市化）と世帯との対応関係あるいは世帯構成の変化（核家族化）を指標にして分析するのが一般的な動向であったように思われる。しかし、最近、家族観ないしは家族規範を指標にして世帯変動を分析する視角が増大してきている²⁾。

このような最近の研究動向をふまえて、ここでは、光吉利之教授が提示した規範的要素と状況的要素との緊張関係として捉らえる分析視角に依拠しながら世帯の変動過程を検討することにしたい³⁾。しかし、ここで用いる分析資料は、光吉教授が提示した二つの要素に対応した指標を用いて調査が実施されたわけではない。

そこで、小稿では、光吉図式を統計資料を用いて推察できる指標の設定を試みた。この点について若干の説明をしておきたい。

光吉教授のいう規範的要素を推察できる指標として最も望ましいのは、「同・別居」意識に関する調査資料であるが、この資料がない場合には、「後期老年層」（75歳以上の高齢者）の「世帯帰属率」（その世帯で生活しているものの構成割合）がつぎに望ましい資料となる。しかし、その資料も存在しない場合は、「高年齢者層」（65歳以上の高齢者）の「世帯帰属率」を、さらに、これらの資料がないときは、「高年齢者世帯」（65歳以上の親族のいる世帯）の世帯構成で代用することができると考えている。また、状況的要素としては、世帯構成を用いることにした。

1) 武井正臣、「西南日本型家族における相続と扶養」, 潮見俊隆, 渡辺洋三編, 『法社会学の現代的課題』, 岩波書店, 1971年, p.225.

2) その例として、石原邦雄編, 『家族の長期的動態と家族意識に関する研究——神奈川県下の混在化地域における反復調査——』, 東京都立大学社会福祉学研究室, 1989年 および杉岡直人, 『農村地域社会と家族の変動』, ミネルヴァ書房, 1990年を挙げることができよう。

3) この点については、光吉利之, 「異居親子家族における『家』の変容——親家族と『あとつぎ』家族——」, 神戸大学社会学研究会, 『社会学雑誌』, 第3号, 1986年を参照されたい。

規範的要素を前述した指標で代替できると考えたのは、夫婦家族制が支配的なアメリカ合衆国、イギリス、フランスの「世帯帰属率」をみると⁴⁾、「前期老年層」(65～74歳)においては、「夫婦のみの世帯」が「単独世帯」を上回っているが、「後期老年層」(75歳以上)になると、「単独世帯」が「夫婦のみの世帯」を上回ってくる。夫婦家族制というのは、一代限りの家族であるので、「夫婦のみの世帯」にはじまり、「夫婦と子供からなる世帯」を経過し、再び「夫婦のみの世帯」に戻り、さらに、配偶者の死亡によって「単独世帯」となって、やがて消滅するというコースをたどることになる。ということは、前述の三カ国の「世帯帰属率」は、夫婦家族制を体現していると考えることができよう。とすれば、「後期老年層」を指標にして、その「世帯帰属率」をみることで、夫婦家族制であるか直系家族制であるかを判断(推察)できると考えたからである。

このような考え方に基づいて、光吉教授が提示した四類型との関連づけを試みた(表1参照)。

なお、わが国の家族研究史との関連で光吉教授の四類型を考えると、この四類型はつぎのように呼びかえることもできよう。

- (1) 西南日本型Ⅰ(夫婦家族制規範の規定力が強く、状況的要素もそれにそくして構造化されているタイプ)
- (2) 西南日本型Ⅱ(夫婦家族制規範の規定力は強いが、状況的要素がそれに対応しえない条件をそなえているタイプ)
- (3) 東北日本型Ⅱ(イエ規範の規定力は維持されているが、状況的要素がそれに対応しえない条件をそなえているタイプ)

表1 世帯類型設定の指標

規範的要素と状況的要素に基づく世帯類型		指標				状況的要素
		規範的要素				
		「同・別居」意識	「後期老年層」の「世帯帰属率」	「高齢者層」の「世帯帰属率」	「高齢者世帯」の世帯構成	世帯構成
夫婦家族制	夫婦家族制規範の規定力が強く、状況的要素もそれにそくして構造化されているタイプ	「別居」志向が50%以上を占める	「核家族的世帯」生活者(「後期老年層」)が50%以上を占める	「核家族的世帯」生活者が50%以上を占める	「老人核家族的世帯」率が50%以上を占める	「核家族世帯」率が50%以上を占める
	夫婦家族制規範の規定力は強いが、状況的要素がそれに対応しえない条件をそなえているタイプ					「核家族世帯」率が50%未満である
直系家族制	イエ規範の規定性は維持されているが、状況的要素がそれに対応しえない条件をそなえているタイプ	「同居」志向が50%以上を占める	「核家族的世帯」生活者(「後期老年層」)が50%未満である	「核家族的世帯」生活者が50%未満である	「老人核家族的世帯」率が50%未満である	「その他の親族世帯」率が50%未満である
	イエ規範の規定性が強く、状況的要素もそれにそくして構造化されているタイプ					「その他の親族世帯」率が50%以上を占める

4) 総務庁老人対策室、『老人の生活と意識 国際比較調査報告書』, 大蔵省印刷局, 1982年。

なお、この点については、清水浩昭、『人口と家族の社会学』, 犀書房, 1986年 および清水浩昭, 「現代家族の変貌——人口学的・社会的にみた家族の構造と機能の変容——」, 星野命編, 『講座 家族心理学 1 変貌する家族——その現実と未来』, 金子書房, 1989年, pp.15-36を参照されたい。

(4) 東北日本型 I (イエ規範の規定性が強く、状況的要素もそれにそくして構造化されているタイプ)

このような分析指標を用いて鹿児島県大崎町の事例を分析してみたい。

3. 世帯構成と世帯構造の変化

ここで用いる分析資料は、厚生省人口問題研究所が昭和62年に実施した「世帯形成の地域差に関する人口学的調査」結果のうち鹿児島県大崎町に関するものである。この調査は、昭和62年11月1日現在、大崎町に居住していた世帯を対象にし、この世帯に昭和30年1月以降居住していた者すべてを対象として実施したものである。したがって、この約30年の間にこの地域に居住していたすべての者を把握することができるが、この間に他地域に転出してしまった世帯についての資料は収集することができないという限界もっている。

なお、この調査で得られた有効票は220世帯(94.0%)である。

この220世帯の資料を用いて、昭和30年以降の人口の推移をみると、人口は増加傾向にあるといえよう。これを年齢構成で見ると、幼少年人口(15歳未満)は、昭和30~34年以降55~59年まで減少傾向にあったが、その後、若干の増加を示し、45~49年水準にまで回復している。しかし、生産年齢人口(15~64歳)は、50~54年まで増加傾向にあったが、55~59年に若干の減少を示し、今日再び増加の方向にある。ところが、老年人口(65歳以上)は増加の一途をたどり、今日においては14.1%の比率を示すに至っている(表2参照)。

このような人口変動の状況を念頭において世帯構成と世帯構造の変化の様相を検討してみたい。

(1) 世帯構成の変化

まず、平均世帯人員の推移をみると、昭和30年時点では3.63人であったが、その後、一時的に規模拡大の方向を示すに至った。しかし、昭和50年頃から縮小傾向に転じ、昭和62年に至ると3.07人に達している。これを全国の数値と比較すると、昭和30年の平均世帯人員は4.54人であったが、60年に至ると3.23人まで縮小化してきている。したがって、大崎町の平均世帯人員は、全国値と比較しても小規模である。

つぎに、世帯数と世帯構成をみると、世帯数は増加傾向にある。世帯構成については、昭和30年時点においても「核家族世帯」率が70%を超えており、「核家族的世帯」率は90%近い比率を示しているが、「単独世帯」は減少傾向、「その他の親族世帯」は増加傾向にある。また、「核家族世帯」の内訳をみると、「夫婦のみの世帯」が増加傾向を示しているのに対して、「夫婦と子供からなる世帯」は、近年減少化の方向を示している(表3参照)。

表2 年齢別人口の推移

年次	年齢	鹿児島県大崎町
昭和30~34年	総数	456 (100.0)
	15歳未満	199 (43.6)
	15~64歳	251 (55.0)
	65歳以上	6 (1.3)
	75歳以上	—
昭和35~39年	総数	499 (100.0)
	15歳未満	215 (43.1)
	15~64歳	273 (54.7)
	65歳以上	11 (2.2)
	75歳以上	3 (0.6)
昭和40~44年	総数	512 (100.0)
	15歳未満	188 (36.7)
	15~64歳	306 (59.8)
	65歳以上	18 (3.5)
	75歳以上	4 (0.8)
昭和45~49年	総数	501 (100.0)
	15歳未満	129 (25.8)
	15~64歳	349 (69.7)
	65歳以上	23 (4.6)
	75歳以上	6 (1.2)
昭和50~54年	総数	528 (100.0)
	15歳未満	109 (20.6)
	15~64歳	381 (72.2)
	65歳以上	38 (7.2)
	75歳以上	13 (2.5)
昭和55~59年	総数	582 (100.0)
	15歳未満	132 (22.7)
	15~64歳	379 (65.1)
	65歳以上	71 (12.2)
	75歳以上	17 (2.9)
昭和60~62年	総数	654 (100.0)
	15歳未満	164 (25.1)
	15~64歳	398 (60.9)
	65歳以上	92 (14.1)
	75歳以上	27 (4.1)

(注) 実数は期間平均値(ただし、小数点以下の数値は四捨五入)。年齢不詳は除いた。

表 3 世帯構成の推移（鹿児島県大崎町）

年次	総数	核家族世帯					単独世帯	その他の親族世帯	核家族的世帯（再掲）	平均世帯人員
		小計	夫婦のみ	夫婦と子	男親と子	女親と子				
昭和30年	123(100.0)	87(70.7)	15(12.2)	60(48.8)	2(1.6)	10(8.1)	22(17.9)	14(11.4)	109(88.6)	3.63
35	129(100.0)	92(71.3)	10(7.8)	72(55.8)	2(1.6)	8(6.2)	19(14.7)	18(14.0)	111(86.0)	3.88
40	134(100.0)	99(73.9)	12(9.0)	77(57.5)	1(0.7)	9(6.7)	14(10.4)	21(15.7)	113(84.3)	3.87
45	138(100.0)	104(75.4)	14(10.1)	79(57.2)	-	11(8.0)	13(9.4)	21(15.2)	117(84.8)	3.63
50	150(100.0)	110(73.3)	18(12.0)	82(54.7)	-	10(6.7)	16(10.7)	24(16.0)	126(84.0)	3.46
55	177(100.0)	129(72.9)	30(16.9)	89(50.3)	-	10(5.6)	19(10.7)	29(16.4)	148(83.6)	3.26
60	204(100.0)	147(72.1)	55(27.0)	80(39.2)	1(0.5)	11(5.4)	22(10.8)	35(17.2)	169(82.8)	3.12
62	220(100.0)	163(74.1)	57(25.9)	90(40.9)	3(1.4)	13(5.9)	28(12.7)	29(13.2)	191(86.8)	3.07

(注) 核家族的世帯 = 核家族世帯 + 単独世帯

参考までに、「国勢調査」結果に基づいて、わが国の「核家族世帯」の動向を示すと、昭和30年が59.6%、35年60.2%、40年62.6%、45年63.5%、50年63.9%、55年63.3%、60年62.5%となっている。したがって、この全国値と対比してみても大崎町の「核家族世帯」率の高さがきわだっている。

いずれにせよ、これらの結果をみると、大崎町の世帯構成は、昭和30年時点から今日まで「核家族世帯」がきわめて優位な地域であるといえよう。

さらに、世代構成をみると、「一世代世帯」と「二世帯世帯」が多く、昭和30年時点でも「非多世代世帯」（「一世代世帯」+「二世帯世帯」）が90%を超える比率を示していたが、その後、若干の低下傾向を示し、昭和50年

表 4 世代構成の推移（鹿児島県大崎町）

頃から再び増加の方向にある。しかし、「多世代世帯」（「三世帯世帯」+「四世代世帯」）も横這いないし増加の傾向にあることも指摘しておきたい（表4参照）。

年次	総数	世代構成			
		一世代	二世帯	三世帯	四世代
昭和30年	123(100.0)	39(31.7)	76(61.8)	8(6.5)	-
35	129(100.0)	31(24.0)	87(67.4)	10(7.8)	1(0.8)
40	134(100.0)	27(20.1)	92(68.7)	14(10.4)	1(0.7)
45	138(100.0)	28(20.3)	95(68.8)	15(10.9)	-
50	150(100.0)	35(23.3)	100(66.7)	15(10.0)	-
55	177(100.0)	51(28.8)	109(61.6)	17(9.6)	-
60	204(100.0)	79(38.7)	107(52.5)	18(8.8)	-
62	220(100.0)	88(40.0)	116(52.7)	16(7.3)	-

このような世帯構成・

世代構成は、続柄構成にもみられる。というのは、世帯主の直系尊属（「世帯主の父母又は配偶者の父母」+「世帯主の祖父母」）や世帯主の直系卑属（「世帯主の子供（長男・長女）」+「世帯主の子供（長男・長女以外）」+「世帯主の子供（長男・長女）の配偶者」+「世帯主の孫」+「世帯主の孫の配偶者」）はきわめて低率にとどまっているからである。このことは、世帯を構成している続柄が単純であることと、世代的に連続する続柄的地位（とくに直系尊属と直系卑属の配偶者）にあるものが少ないことを意味している。

ちなみに、大崎町の続柄構成と山形県藤島町（カッコ内の数値）とを対比すると、世帯主の直系尊属31.8（380.2）、世帯主の直系卑属の配偶者31.8（473.0）となる。

ともあれ、これらの結果をみると、大崎町の世帯構成は、状況的要素（表1）という点でみると、「核家族世帯」率が50%以上を占めているところに該当する。

(2) 世帯構造

ここでは、「高齢者層」（65歳以上の高齢者）の「世帯帰属率」（年齢別世帯構成）を用いて世帯構造を推察することにした。

昭和60～62年における「世帯帰属率」をみると、「核家族世帯」で生活しているものが約74%、「核家族的世帯」（核家族世帯+単独世帯）で生活しているものが約78%に達している。これを、女性についてみると、「核家族世帯」生活者が約70%であり、「核家族的世帯」生活者は約75%に達し

ている。

このような全体的な状況をふまえて、年齢別「世帯帰属率」をみると、「15歳未満」と「15～64歳」では約80%の者が、「核家族的世帯」で生活していることになるが、「65歳以上」になると約70%にまで低下する。これを女性についてみると、「15歳未満」と「65歳以上」においては約65～69%のものが「核家族的世帯」で生活しているのに対して、「15～64歳」では約80%のものが、「核家族的世帯」生活者になる（表5参照）。

これを山形県藤島町の調査結果と対比しておきたい。昭和60～62年における「世帯帰属率」をみると藤島町の「核家族的世帯」生活者は約19%である。これを年齢別「世帯帰属率」でみると、「核家族的世帯」生活者は、「15歳未満」が9.3%、「15～64歳」が23.3%、「65歳以上」においても10.2%を示すにすぎない。

さらに、参考までに、昭和60年の「国勢調査」の全国値を示すと、「65歳以上」の「核家族的世帯」生活者は44.5%となっている。

これらの結果をみると、大崎町は、「核家族世帯」生活者が全国値を上回っているのみならず、山形県藤島町を大幅に上回る地域である⁵⁾。したがって、この地域を規範的要素という視点で位値づけると「夫婦家族制」規範が支配的な社会ということになる。

表5 年齢別世帯構成別世帯人員（昭和60～62年）

地 域	年 齢	総 数	核 家 族 世 帯					単 独 世 帯	その 他 の 親 族 世 帯	核 家 族 的 世 帯 (再 掲)
			小 計	夫 婦 の み	夫 婦 と 子	男 親 と 子	女 親 と 子			
鹿 児 島 県 大 崎 町	総 数	654 (100.0)	485 (74.2)	112 (17.1)	348 (53.2)	9 (1.4)	26 (4.0)	24 (3.7)	145 (22.2)	509 (77.8)
	15歳未満	164 (100.0)	127 (77.4)	—	120 (73.2)	2 (1.2)	5 (3.1)	—	37 (22.0)	127 (77.4)
	15～64歳	398 (100.0)	306 (76.9)	73 (18.3)	210 (52.8)	6 (1.5)	17 (4.3)	10 (2.5)	82 (20.4)	316 (79.4)
	65歳以上	92 (100.0)	52 (56.5)	39 (42.3)	8 (8.7)	1 (1.1)	4 (4.4)	14 (15.2)	26 (28.3)	66 (71.4)
鹿 児 島 県 大 崎 町	総 数	322 (100.0)	226 (70.2)	56 (17.4)	152 (47.2)	3 (0.9)	17 (5.3)	15 (4.7)	80 (24.8)	242 (75.2)
	15歳未満	70 (100.0)	48 (68.6)	—	47 (67.1)	—	1 (1.4)	—	22 (31.4)	48 (68.6)
	15～64歳	203 (100.0)	155 (76.4)	38 (18.7)	103 (50.7)	2 (1.0)	12 (5.9)	7 (3.4)	41 (20.2)	162 (79.8)
	65歳以上	49 (100.0)	24 (49.0)	17 (34.7)	2 (4.1)	—	4 (8.2)	8 (16.3)	18 (36.7)	32 (65.3)

(注) 核家族的世帯＝核家族世帯＋単独世帯。
 実数は期間平均値（ただし、小数点以下の数値は四捨五入）。
 年齢不詳は除いた。

(3) 世帯構成と世帯構造の変化

それでは、このような世帯構造は、どのような世帯形成とのかかわりにおいて現出してきたのであろうか。

この点をこの約30年間に生じた世帯構成の変化および世帯構成の変化に影響を与えた人口学的条件との関連でみてみたい。

ここでは、「国勢調査」で表章されている世帯の家族類型に基づいて世帯構成の変化をパターン化した。この点について、若干の説明をつけ加えると、例えば、昭和30年時点では「夫婦と子供からなる世帯」であったが、35年には「その他の親族世帯」になり、55年に「夫婦と子供からなる世帯」になったとする。とすれば、この場合は、「核家族世帯Uターン型」となる。以下同様にして世帯構成が変化した時点をつなぎ合わせてパターン化したのが世帯構成の変化の型ということになる。このようにしてパターン化すると、12のタイプに小分類することができる。この小分類を、さらに、昭和62

5) 山形県藤島町については、清水浩昭・池ノ上正子、「人口変動と世帯構成および世帯構造の変化——山形県藤島町の事例分析——」、『人口問題研究』、第46巻第1号を参照されたい。

年時点で「核家族世帯」であったものをⅠ、「単独世帯」であったものをⅡ、「その他の親族世帯」であったものをⅢの三つに大分類した。

このようなパターン化に基づいて大崎町の世帯変動をみてみると、大分類ではⅠの「核家族的世帯への変化型」が最も多く、つぎがⅣの「その他の親族世帯への変化型」、三番目がⅡの「単独世帯への変化型」となっている。これを小分類でみると、「核家族世帯不変型」が最も多く、つぎが「単独世帯からその他の親族世帯への変化型」、三番目が「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」とつづいている（表6参照）。

さらに、これらの世帯変動パターンと人口動態との関連を順次検討してみたい。

〔事例Ⅰ〕 核家族世帯不変型

まず、「核家族世帯不変型」をみると、「特定要因なし」が最も多く、つぎが、「出生」、「出生・転出」とつづいている。

これを具体的な事例でみると、昭和30年時点では、世帯主（25歳）とその妻（19歳）および子供（3歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）であったが、その後、次男、長女が「出生」し、39年には、世帯主（34歳）とその妻（28歳）および子供（12歳、5歳、0歳）とからなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）に変化した。ところが、やがて、長男が「転出」し、46年には、世帯主（41歳）とその妻（35歳）および子供（12歳、7歳）とからなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）となった。ところが、さらに、次男が「転出」し、末子である長女（12歳）とその両親（46歳、40歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）となった。このような世帯変動のパターンは、年齢順に「転出」する慣習（末子相続）と隠居制の存在とによって維持・存続されている⁶⁾。

〔事例Ⅱ〕 単独世帯から核家族世帯への変化型

「単独世帯から核家族世帯への変化型」をみると、「出生・転入」による影響が最も多く、つぎが、「出生」、「転入」となっている。

これを具体的な事例でみると、昭和50年時点では、世帯主（32歳）の「単独世帯」であったが、その後、この世帯主が配偶者を迎え（妻の「転入」）、長男も「出生」したため、51年には、世帯主（33歳）とその妻（26歳）および子供（0歳）とからなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）となった。ところが、次男、三男、長女があいついで「転出」したため、57年になると、世帯主（39歳）とその妻（32歳）および子供（6歳、5歳、5歳、0歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）になった。

表6 世帯構成の変化の型別世帯数（昭和30～62年）

変 化 の 型		鹿児島県 大崎町
総	数	220 (100.0)
Ⅰ	小計	163 (74.1)
	核家族世帯不変型	116 (52.7)
	核家族世帯Uターン型	8 (3.6)
	単独世帯から核家族世帯への変化型	30 (13.6)
	その他の親族世帯から核家族世帯への変化型	9 (4.1)
Ⅱ	小計	28 (12.7)
	単独世帯不変型	11 (5.0)
	単独世帯Uターン型	1 (0.5)
	核家族世帯から単独世帯への変化型	16 (7.3)
	その他の親族世帯から単独世帯への変化型	-
Ⅲ	小計	29 (13.2)
	その他の親族世帯不変型	8 (3.6)
	その他の親族世帯Uターン型	-
	核家族世帯からその他の親族世帯への変化型	18 (8.2)
	単独世帯からその他の親族世帯への変化型	3 (1.4)

(注) Ⅰ（核家族世帯への変化型）、Ⅱ（単独世帯への変化型）、Ⅲ（その他の親族世帯への変化型）。

6) この点については、岩田知子、「直系家族と居住規制——宮城県O集落と鹿児島県N集落の比較——」、『季刊農業総合研究』、第41巻第2号、1987年、pp.63-92を参照されたい。

このような世帯変動は、末子相続地域における特徴的な形態であるといえよう。というのは、末子相続の場合、長男から順次転出するため、末子が結婚する頃になると、親世代の夫婦が健在であるケースは少なくなり、しばしば、女親と末子の子供からなる「核家族世帯」となる。ところが、その後、女親が「死亡」すると、末子の「単独世帯」となり、やがて、末子が結婚することによって、末子夫婦のみの「核家族世帯」が形成されるからである。したがって、この世帯変動は、末子の妻の「転入（結婚）」によって生ずることになる。

〔事例Ⅲ〕 核家族世帯からその他の親族世帯への変化型

「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」をみると、「出生、転入・転出」による影響が最も多く、つぎが「出生・死亡・転入」となっている。

これを具体的な事例でみると、昭和30年時点では、世帯主（35歳）とその妻（30歳）および子供（1歳）からなる「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）であったが、その後、世帯主が「死亡」してしまっただけでなく、44年になると、世帯主（44歳）と子供（15歳）からなる「核家族世帯」（「女親と子供からなる世帯」）に変化した。しかし、その後、次男が妻を迎えたため、昭和59年には世帯主（30歳）とその妻（27歳）および母（59歳）からなる「二世帯のその他の親族世帯」に変化した。ところが、世帯主夫婦に長女が生まれたため、61年になると、世帯主（32歳）とその妻（29歳）およびその子供（0歳）、母（61歳）からなる「三世帯のその他の親族世帯」に変化した。

このような世帯変動は、近年に至って現出してきた形態であるように思われる。というのは、平均寿命が短かったり、人口高齢化が進展していなかった場合には、末子が結婚する頃には、親世代が生存しているケースが少なかったため「その他の親族世帯」が形成される蓋然性が低かったように思われるからである。ところが、近年、平均寿命が伸長し、人口高齢化も進展してきたため、親世代が存命中に、末子が結婚するケースを増加せしめると同時に、「その他の親族世帯」で生活するものを増加せしめた。しかし、この「その他の親族世帯」は、「核家族世帯」に再び移行する一時的・過渡的な形態であるといえよう。

4. むすびにかえて

これらの結果をみると、鹿児島県大崎町の世帯構造は、「夫婦家族制」である（あった）とともに、末子が親世帯を相続（末子相続）する伝統が存在している（いた）。したがって、子供たちは、長男から順次転出して末子が親世帯に残る「核家族世帯不変型」が潮流となっているが、片親の「死亡」によって子供だけになった「単独世帯」が、末子の結婚によって「単独世帯」から「核家族世帯」へと変化した「単独世帯から核家族世帯への変化型」も併存している（しかし、今後は、親世代の長寿化や人口の高齢化の進展によって、一時的に「両親と子供夫婦からなる世帯」ないし「片親と子供夫婦からなる世帯」を経て、「核家族世帯」に移行する〔「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型」〕が増加する可能性もある）地域である（図1参照）。

ともあれ、これらの結果をみると、大崎町の世帯構造は、西南日本型Ⅰ（夫婦家族制規範の規定力が強く、状況的要素もそれにそくして構造化されているタイプ）の典型的な地域であるといえよう。

図1 鹿児島県大崎町の世帯変動の模式図

